

平成29年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 平成29年7月24日（月）午後1時30分～3時30分  
場 所 一宮市役所本庁舎14階1401会議室  
出席者 委員14人 代理出席者3人  
運営会議メンバー5人 部会員3人 相談支援専門員1人  
障害者基幹相談支援センター相談員2人 事務局8人

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・会長あいさつ

2. 議題

(1) 個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について（個人情報があるため要旨のみ）

○相談支援専門員

\*事例（個人情報があるため要旨のみ）

[対象者]・40代女性、知的障害、精神障害。

・家族構成：夫、子あり。夫のDVにより避難し、現在独居。

[状況] ・障害年金、生活保護受給。グループホーム入居、就労継続支援B型へ通所。  
・金銭感覚が乏しく、グループホームで金銭管理の支援をするも、本人に自覚がないため、非現実的な契約をしてしまい、未払い金が発生した。

[対応] ・個別支援会議を開催し、本人の金銭管理能力と障害特性の問題、権利擁護、暮らしの場について検討した。成年後見制度利用支援事業を利用し、成年後見制度の申立てを行う。本人の希望する一人暮らしを実現するため、就労継続支援事務所が部屋を借り上げ本人へ貸与するとともに、日常的な金銭管理を担うこととした。

1年間で57件の個別支援会議を分析し、課題を抽出しました。分析結果から、日中活動や住まいの場の確保、医療的ケア児の発達支援を受ける機会の確保、障害特性を理解していないためにおこる二次障害、意思決定支援のあり方、他機関との連携という課題が挙がりました。特性に合わせた支援技術の習得等スキルアップをはかる、誰もが等しく教育を受けられる地域社会を目指す、地域で見守る形を検討する、意思決定支援の方法について共有する、円滑に他機関と連携できる体制を作るということが地域の課題として挙がっています。

## (2) 障害者基幹相談支援センター、障害者虐待防止センターの活動報告について

### ○障害者基幹相談支援センター相談員

障害者基幹相談支援センターは、平成25年に立ち上がり、5年目になります。センターの設立以降、活動の内容は大きく変わっていません。一宮市の相談支援体制の強化に関する事、地域の支援者からの相談対応が、日々の業務の要となります。この2つに関しては、後ほど詳しく報告します。基幹の業務の1つに研修事業があります。必要に応じて事業所に出向き、基幹センターの相談員だけでは難しい場合は、圏域アドバイザーとも連携して進めていきます。複数回、同様のケースで相談がある場合には、基幹から事業所に対して事例検討を提案します。また相談員や事業所から困難ケースの相談依頼があります。事例検討では、課題の整理をし、どんなことが出来るかを確認するというプロセスで行っています。その他、長期入院者が地域で暮らせるようにするためのネットワーク構築、協議会の活動協力も行っています。また相談支援専門員の学習会は、毎回テーマを決めて行っています。今年度は基礎について学び、ベテラン相談員から新しい相談員に色々と教えていただきながら、グループワークを主として学習会を進めていく予定です。また、自立支援協議会のウェブサイトの管理を継続して行っています。さらに基幹センターは虐待防止センターを兼ねていますので、今年も虐待防止講演会を予定しています。10月1日の日曜日に他市の障害者総合支援センター長に来ていただき、講演の予定をしています。差別解消の取り組みに関しては、私たちの動きも足りないこともあり、周知不足のところもありますので、今後の大きな課題となっています。

これまで基幹での対応事例としては、個々のケースや事業所のケースを挙げましたが、事業所相談は大体、年間130件以上の相談があり、その中の1つを事例として挙げます。

\*事例（個人情報があるため要旨のみ）

【対象者】・女性、知的障害

【状況】・通院の帰りに駅のトイレに薬を忘れ、再受診をしたところ、診療代、薬代が実費請求になった。薬代が高額であるため、日中活動事業所より相談が入る。

【対応】・保険年金課、医療機関へ照会をした。主治医に薬の要否を確認し、今回は服用しないこととなり、診療代のみの支払いとなった。

### ○事務局

障害者基幹相談センターは、虐待防止センターも兼ねておりますので、虐待の通報について報告します。資料の36ページをご覧ください。28年度の虐待通報に関する対応状況についてです。昨年度は施設従事者による虐待の通報が16件と多く目立ちました。①番の相談・通報届件数です。通報相談は45件あり、通報は電話で福祉課や基幹相談支援センターに入ってくるものがほとんどです。通報者は、本人・支援者・医療機関または匿名の場合もあります。昨年度は、警察からも通報が3件ござい

ました。45件のうち虐待と認定した件数は、18件になります。認定した18件のうち養護者による虐待は、1番多く13件あり、施設従事者による虐待は4件でした。27年度の通報相談件数は34件で、うち虐待と認定した件数は22件でした。27年度と比較しますと通報相談件数が大幅に伸びています。ただ認定率が昨年は64.7%でしたが、28年度は40%と低くなっています。特に施設従事者による虐待の通報が27年度8件のところ、28年度は16件に増えています。これは施設従事者の対応に対しての意識が高くなっていると思います。続いて②番の被虐待者の障害種別についてですが、1人で重複障害を持っている方もいますので、数が上の実数とは合っていません。知的障害が13件と1番多く、次いで精神障害が10件でした。これは、愛知県の傾向と同じ傾向になっております。③番の虐待の種別の状況についてですが、身体的虐待が13件と1番多く、これも愛知県と同様の傾向にあります。施設従事者からの虐待は、暴力・暴言・心理的虐待でした。障害の特性から支援の難しい方が多かったのですが、施設の対応を含め、具体的に問題点を洗い出し施設に出向いて、虐待防止講演会・研修会を実施いたしました。また施設から改善計画書を提出してもらい、市としてその後の現状確認する予定になっております。施設従事者による虐待は4件ですが、2件は虐待をした職員と離れ、現在は虐待の危険がない環境で生活を送っています。残り2件は同一人物でした。現在も同じ施設ではありますが、職員の方の意識改革等、指導により継続しています。④番の養護者による障害者虐待ですが、養護者による虐待と認定された13件について細かく見たものです。女性が13人中12人と多くを占めていました。対応として分離をしたのが3件、障害福祉サービスで短期入所を利用して、施設入所して虐待者と分離をしました。分離をしなかった人については障害福祉サービスの計画を見直して、虐待者への指導・見守りを行っています。次に虐待の啓発活動についてです。施設従事者による虐待への関心をもっていただきたく、先ほど基幹相談センターから説明がありましたが、今年度は10月に他市の障害者総合相談センターのセンター長をお呼びして、講演会を実施する予定です。障害福祉サービス事業所の職員に虐待に対する意識を高めていただき、再発防止のために関係機関と一緒に考える機会にしたいと思っています。この講演会は市内の全事業所に周知し、参加しやすい日曜日に開催を企画しております。障害者虐待への対応は、問題が深刻する前に、早期発見・早期対応が重要になります。虐待防止法では、保健・医療・福祉・労働関係者が虐待の早期発見に努めることになっておりますので、疑いがある段階でけっこうですので、関係機関の皆様から情報をいただきたいと思います。そして、警察・病院・法律専門家・地域の方々と連携を取りながら、対応をしていくことが必要になりますので、今後も事実確認のための情報収集や援助方法が決まった時に皆様の協力をいただきたいと思います。

- (3) 生活支援部会、発達支援部会、就労支援部会、運営会議、日中活動事業所連絡会、触法障害者支援連絡会の報告について

## ○生活支援部会長

生活支援部会の報告をします。生活支援部会は、この自立支援協議会の体制の中にある生活支援部会と、その下部組織でヘルパー連絡会・ホーム連絡会・医療的ケアネットワークがあります。

昨年7月26日、神奈川県津久井やまゆり園襲撃の問題があり、私自身整理できない問題です。その中で障害者が不幸しか作らないという発言等は、地域の中で忘れずに取り組んでいく必要があります。事件の1年後に本会が開催されたことで、あえてこの話を最初に話をしました。

生活支援部会は、社会の中で未だに偏見があることも理解をしておき、障害のある方とそうでない方が共に生きる社会を実現していくということが大きな目標です。今年度の初めに、生活支援部会が行う活動として、共生社会の実現のために何をすべきかを具体的に示した表を作りました。共生社会に向けて8個のカテゴリー分けをし、更にまた8分割して全部で64の目標を作り、皆でその方向に向けて取り組んでいきたいと考えました。共生社会の実現は、やはり障害の理解が1番重要になるため、人材育成ということは欠かすことができず、生活支援部会は、発足当初から福祉の仕事を知るための福祉事業所見学バスツアーを開催しています。今年度は5月25日に第1回を行い、5つの事業所を回りました。5つの事業所の中の1つに就労継続支援A型という事業所があります。こちらでは障害のある方とない方が一緒に雇用され、最低賃金の保証、福祉的な支援を受けながら、働くことができます。障害のある方が働く環境として、屋外の作業で冬は寒く夏は暑い中で、必死になって汗水垂らして頑張っている姿を参加者に見ていただくことができました。また、児童発達支援・放課後等デイサービスという、子どもに対しての事業所があります。見学時には子どもは不在であり、活動の内容については、映像で見せていただきました。こちらの事業所は、重症児デイと言われる、重症児、知的障害の最重度、それから身体の障害の最重度の脳性マヒの子どもたちや、全介助で生活をしている方達の支援をしているところです。中でも医療的ケアと言い、痰吸引や経管栄養のような医療が欠かせない、医療がないと生活をしていくことができないという子どもたちを中心として支援をしている事業所です。経営がなかなか大変で、医療スタッフを確保することが難しいなか、利用者を必死に支えている事業所です。障害のある方たちがウエイトレス・ウエイターとして働いて、地域の皆さんと交流しながら働くという、市内で喫茶を行う事業所もあります。今回の参加者は22名でした。最後にアンケートで、このツアーに参加されて、福祉の仕事に就いてみたいと思った方が9名、ボランティア等をしてみたい方が6名、それから福祉の仕事についてイメージが変わったという方が14名でした。感想として、これまで知らなかったことが沢山ある等新しい発見があった、色んな人たちの姿を見て感動したというような話を沢山いただき、将来この方たちが地域での力になっていただけるのではないかと期待をしています。

次に災害時の対策です。災害が起きた時に障害のある方がどのように生きていくかを考えるにあたり、当初はヘルプカードを作成しました。このカードは、みなさんに自分の情報を書き込んでいただき、財布の中等に入れてもらい携帯してもらうものです。昨年は、この方たちが避難をする際に、障害特性、障害種別ごとに関わり方が違うことを支援者側に知っていただくためのツールとして、障害種別に対応できる冊子を作りました。そして今回作ったのはこの「私の災害対策ノート」で、障害のある方たちが避難していく上では、個別の対応が重要となり、それぞれの障害特性によって避難計画を作っていく必要があります。ただその避難計画を作るとは非常に難しいので、生活支援部会では、この災害対策ノートは色々な情報を入れて、各自に避難計画を作成していただける冊子を作成しました。一宮市の自立支援協議会のホームページからダウンロード出来るので、皆さんが自由に使えるものになっています。また今年度もこの対策については取り組んでいきたいと思っております。

次に医療的ケアネットワークです。会議には、医者や医療機関の相談員等様々な機関の方が集まり取り組んでいます。6月10日には、一宮市民病院の三宅先生にお越しいただき、各方面の第一線で活躍されている方々でシンポジウムを行いました。重症心身障害、障害の重たい子どもたちのお母さんにも一緒に参加していただき、地域の支援者と一緒に学ぶ機会を設けることができました。また、医療的ケアに関する情報をまとめたコーナーは大変好評でした。さらに、子どもが大人になるまで、その時々、どんな社会資源を使って生活していけばいいか分からないとの声もあるため、重症心身障害児者や医療的ケアが必要な人のライフステージごとのサービスマップを作成しています。これはライフステージごとに各年齢でどんなサービス・どんな資源が使えるかをまとめてあり、皆さんで活用していただけるものにしていきたいと思っております。

やまゆりの事件が起きた中、障害者差別解消法という法律が施行されました。差別的な取り扱い禁止、障害のある方に対する合理的な配慮について謳われておりますが、社会の中では障害者の方に対する差別・偏見は無くなっておりません。この差別解消法は周知されていないことが課題です。我々にとって障害者の問題は身近な問題であり、共生社会の実現のために皆で声をあげていかななくてはなりません。今年度も生活支援部会は、このような取り組みを行っていきたくと考えております。

### ○発達支援部会長

平成29年度の発達支援部会の報告をします。前々年度から放課後等デイサービス事業所連絡会、発達支援連絡会と2つを柱にして活動をしております。今年度もこの2つで進めていく予定です。まず放課後等デイサービス事業所連絡会の活動状況を報告します。昨年度と同様に市内の各事業所に呼びかけ、集まりやすい曜日で日程の設定、調整をして年に3回、6月・10月・2月の予定で企画することにしました。また連絡会では、参加予定の事業所と連携しながら、参加するメリットの

ある内容を検討するように考えています。今年度は、第1回目を6月19日に実施し、ガイドラインの内容について具体的に説明しました。その後、3グループに分かれて意見交換会を実施しました。話し合いの内容は、緊急時の対応方法、長期休暇中の活動紹介が中心でした。その中で多くの課題も出てきました。まず昨年度に比べ会への出席率が下がりました。出席確認を取っていないこともありますが、多くの事業所が話を聞きたいと思う内容を計画し検討したのですが、実際とは異なり参加される立場の違いから課題も違うことが分かりました。また各事業所の発達支援の視点がそれぞれに違っていました。しかし最終的に統一せざるを得なくなる方向になれば、各事業所の取り組む意識や意欲も変わってくるのではないかと考えています。内容の検討をし、事業所の意見発表、事例検討会をする、他の事業所と比較する等のことを盛り込み、開催までの時間に配慮して、次会の開催まで意欲が高まるよう考えています。そこで、新しい事業所を立ち上げられたところに、現在困り感を聞くなどし、今すぐにでも聞きたい情報などを収集していこうと考えています。

発達支援連絡会には3つの活動があります。1つ目は、ペアレントプログラムです。昨年度は辻井先生に来ていただき、講座を終了しました。今年度は、昨年講座を修了した保育士や保健師がファシリテーターとなって進めていきます。対象の保護者は昨年同様に募集をしていきます。今年度も2クールを計画し、9月1日より6回の予定で1クール目、2クール目は12月1日より実施する予定です。平成30年度の実施方法については、どこが中心となり開催していくのか詳細部分を検討していくことが大きな課題です。特に講座を修了した職員が異動等で人材不足になっていることが現実であります。ここは上手く連携を取りながら開催をして、子育ての仕方を学ぶ講座を市内に広げていきたいと考えています。

2つ目は、サポートブックです。QRコードから協議会ウェブサイトへ飛べるチラシも完成し配布を考えています。チラシの配布先は、保育園・学校・母子通園機関を予定しております。また他の支援部会や計画相談学習会などにも声をかけて啓発活動を周知していこうと考えています。また先ほど医療的ケアの必要な子どもの話が出ましたが、そういった子どもにも使っていただけるように1日の流れ、緊急時の対応、配慮すること、運動機能など、そして看護師が見て理解できるもの、過去の手帳内容など記入できるような新しいページも盛り込みました。多くの方に使っていただけるように努めていきます。

3つ目の講演会については、学校の先生方に参加していただける内容で進めようと考えています。開催時期も長期休暇の 때가望ましいという意見があり、今年度は冬休みを計画しています。30年度に向けては福祉計画の見直しの時期、また事業所の基準が厳しくなり、新しい基準で運営するに当たり色々な問題点が出てくると思われます。医療的ケアが必要な子どもへの配慮、そして障害者だけでなく障害児の年齢の子どもにも目を向け、発達支援部会でも色々と検討を重ねていきたいと考えています。議題は沢山ありましたが、子どもたちのために過ごし

やすい社会を目指していこうと考えています。

### ○就労支援部会部会長

就労支援部会の報告をしたいと思います。就労支援部会は地域の「はたらく」をサポートする等の就労に係る就労支援、毎月開催する福祉マルシェ、それ以外の活動ということで3つのグループを構成して活動しています。

まず1つ目が福祉マルシェです。今年になってもう4周年になります。駅構内の百貨店玄関前で開催しており、毎月の売り上げが大体50万程度となっています。通常の販売会に比べても非常に売り上げが多い販売会になっております。3年開催しておりますが、今年度からはよりお客様に分かりやすくしようと考え、販促ツールを使用し見た目に分かりやすい販売会にしております。のぼりの作成、横断幕の作成をし、どんなことをやっているのか等を遠くから見てもお客様に分かるようにしています。また売り場では商品に対して、どこの事業所が出している商品か分かりにくかったとのことですが、今年度から、各法人名を書いたPOPを作成し分かりやすく確認できるようにしました。その結果、商品を気に入ってもらい、その法人が独自で開催する販売会で、その商品を買っていただけるようにしていくことを目標にして、法人名をお客様にスマートに伝えていけるような取り組みになっていければと思っています。

続いて就労支援機関マップ・ガイドです。3年前に作成したのですが、3年経っていることもありまして、事業所の増減も踏まえて今の状況を反映したものを作成し発行しました。それから就労支援機関マップに加えて、新たに就労支援機関ガイドというものを作成しました。これはクリアファイルに各事業所のプロフィールを記載して、どんな事業所かどんな支援をしているのか、分かるようにしました。マップもガイドも配布場所は、就労支援機関、ハローワーク、各相談支援事業所、事業所等で、どこの地域に就労支援機関があるのか分かるものになっています。

続いて、面接練習会です。毎年2回、県で大きな就職面接会が開催されており、その前に面接の練習や書類添削をしてもらう機会の提供をし、就労移行という社会資源があることを知ってもらい、より効率よく就職活動をしていただくものです。こちらは今年2月に初めて開催し、十数名の方が参加、うち2名の方が就職しています。就職面接ではハローワークに協力していただきました。また企業向け活動として、障害雇用担当者の方のための何でも相談会を開催しております。5月からハローワークの場所を借り、就労支援機関の職員に来てもらい、出張相談を行うという取り組みを今年度は新たに始めました。

子どもたちの仕事体験活動で、「ぞうなでろーた」という活動を去年の4月から週に1回1時間、地域のお店で仕事体験をしています。順調に続いていて、この7月から体験先が花屋と美容院の2カ所から、高齢者の施設など増え、計5カ所になり充実しています。このような活動を地域に知ってもらい、各地域で話題

になるよう、活動していきます。

## ○会長

発達支援部会の放課後等デイサービス事業所連絡会の報告で、「ガイドライン」とありましたが、このガイドラインというのはどのようなものですか。

## ○運営委員

平成27年に放課後等デイサービスが増えてきたことを国が理解しており、その中で営利的に参入する事業所も多々あると見受けられることから、放課後等デイサービスに一定の基準・原型・活動のところを文字にして示したものです。それに基づいて、平成29年度については、各自治体から事業所に対し、ガイドライン付帯のアンケートをとるよう指導がありました。現在、放課後等デイサービスはアンケートを利用者に取っているところです。また事業所の評価もアンケートの中にあり、各事業所が自己評価をし、集計したものをホームページ等で公表するというような位置づけがされています。今は、児童発達支援事業のガイドラインの案が出ており、意見等を収集しているところであり、運営基準が出せれば、今後に生かしていけます。

## ○本会委員

就労支援部会の報告にあったハローワークの活動について補足をします。ハローワークでは、厚生労働省がハローワークの好事例を表彰する制度があり、金賞を取った事例を参考に全国に広げようとの話が出ました。一宮市でも色々と提案をしながら、就労支援部会にも協力いただき、徐々にスタートしていくところです。

## ○本会委員

就労支援部会の「子どものお仕事体験活動」では、具体的にどんな子どもが何人くらい参加していますか。また、今後の見通しを教えてください。

## ○就労支援部会部会長

この活動は、目安として中学1年生くらいが週1回半年間、仕事体験を行います。昨年4月から9月までの間で2人、その次の10月から2人で、今年4月から花屋と美容院で2人体験して、計6人であり、この7月から1人で累計7人が経験されています。終了した方の空きが出た場合は、他の方が利用する形になります。また体験者した子どもが前回とは異なる仕事を半年また経験することもあります。ずっと続けていけば参加される方は増えていくと思います。この活動は、就労支援部会のエトセトラチームが中心となって、全国にある、ふれジョブを一宮でもやりたいとの声から始めています。今は、事業所・部会が中心となって行っていますが、

今後はお母さん方に協力していただき、お母さん方を中心とした活動として地域に広げていきます。直近では、いなざわ特別支援学校で、この活動をお母さん方に紹介しています。

## ○会長

運営会議の報告は、資料のみの報告となります。

## ○運営委員

日中活動事業所連絡会の報告をします。日中活動事業所連絡会は、学校を卒業しても行き先がない子どもを出してはいけないという問題意識から立ち上げた連絡会です。内容は会議ごとに異なりますが、ロールプレイ形式で話し合う場を設けたおり、重症心身障害の方を利用する事業所について、皆が一生懸命考えていくこともありました。毎回、参加者 40 人くらいの連絡会です。

現在、自立支援協議会のホームページから日中活動の事業所を検索できるよう準備をしています。どの地域にどんな日中活動事業所があるかを検索できるよう、8月にアップを予定しています。

学校の先生から近況、卒業生の動向についての報告がありました。昨年度は、全ての子どもが地域の事業所へ通所できることとなりました。昨年度は、行動障害の重い方の支援が話題の中心でしたが、今年度は登校拒否・不登校の子どもが多く、ご苦労されているという話がありました。

各事業所からの発表として、1人30秒くらいで、1つエピソードを入れて話してもらいました。七夕まつりの時期であり、法人で一宮の本町アーケード内の市役所オリナス一宮の南側通路で7月27日から30日、15時から21時で出店するとの話がありました。

相談支援センターからは、その時々の問題の報告をします。昨年度学校を卒業して日中活動の事業所に通所するも、事業所に行く気が起きないため、本人をその気にさせて家を出るまでの支援に苦労がある等の報告がありました。

19回のグループ別交流では、ケース検討をしました。基幹相談支援センターが中心となって、野中方式を採用して進めていきました。野中方式は、ホワイトボードにケースの内容を書き出します。皆で意見を言い合い、参加者全員が意見を出すというやり方です。ケース検討を経験してみたいと思われる方がけっこう多いのではないかとということが良く分かりました。

沢山の関係機関が集まるので、機会を大事にしています。会議時間は、1時半から3時半くらいです。改めて自立支援協議会自体が皆一人ひとり、その方ができる範囲で一生懸命やっただいていただいていると認識しています。

## ○障害者基幹相談支援センター相談員

触法障害者支援連絡会議の報告をします。会議は年に3回開催しております。

平成29年度から名古屋市地方検察庁に参加していただき、再犯防止の取り組みについて説明をしていただきました。犯罪で検挙された方のうち再犯の方が48パーセントくらい、特に高齢者で刑務所に再入所した方が67.1パーセント、6回以上入所された方が34.4パーセントいました。知的障害者の方の入所回数が平均3.8回であり、生活基盤が整っていないため、軽微な犯罪を繰り返しているケースが多いとのこと。名古屋地方検察庁は、昨年から5名の社会福祉士が非常勤で勤務し面談を行っているとのこと。事件が発生して、障害者・高齢者・障害だと思われる方が警察で逮捕されて、検察に拘留されます。拘留されると検察官が、高齢者・障害者・障害だと思われる方かどうかを判断して、この先について起訴するか不起訴にするかも含め、専門家の意見として、社会福祉士に助言を求めることをしています。検察官から社会福祉士に依頼をし、社会福祉士が被疑者と本人に面談をします。この方がどんな罪を犯したか確認した上で、その後の対応について何が必要なのか、それから本人がどういう生活を希望しているか聞き取り、聞き取った内容を検察官に伝え、助言をします。検察官は助言を参考に、起訴にするか不起訴にするか、不起訴になった場合は、支援をどのようにするかということを決めていく仕組みができたということです。名古屋支部でも、このような取り組みを昨年からはじめており、5名の社会福祉士が96件くらいの対応をされていることでした。名古屋検察庁一宮支部もこのしくみを始めたいということで、今年度から基幹相談センター6人の相談員が登録しました。一宮支部で助言が必要な時には連絡が来て、こちらから出向いて面談をし、検察官に助言をするという仕組みが始まりました。

この会議は、障害者の方にどのような支援や資源が必要なのかということを積極的に意見交流していく場になっていると思います。自分たちの触法障害者に対する支援に繋げていきたいと思います。

### ○本会委員

従来は刑務所に入った方が出所するときに、障害手帳の習得、仕事を探す等の手伝いを地域定着支援センターが主にやっていました。今回の報告では、刑事手続き・事件発生・警察拘留・裁判所等の各段階において、検察庁からの要請により、どう支援するかが課題となっています。そのために、検察庁と基幹相談支援センターとが社会福祉の仕組みの中で協力し合うこととなります。

## (4) 第4期一宮市障害者福祉計画の進捗状況について

### ○事務局

障害福祉サービス見込量及び実績です。28年度について説明します。訪問系サービスはヘルパーサービスですが、総利用時間数を見ますと、見込みを上回る実績となりました。このサービスを多くの方が利用されている結果が出ています。

日中活動系サービスは日中支援をする場所で、その中で短期入所が見込みを大きく下回っています。しかし年度間の実利用人数自体は変わっていません。原因に、社会資源としての人材不足により、受け入れ側が対応しきれないことが挙げられます。居住系サービスは、グループホームが見込みを上回る利用実績になっております。事業所の積極的なグループホーム運営、国・県・当市の建設補助事業活用により利用人数が増えたと考えます。相談支援はサービス利用のための計画相談が、見込量に対して異常に高い利用実績になっております。これは相談支援の業務体制がかなり厳しい体制になっていることを意味しています。相談支援専門員の養成、相談支援事業所を担う社会資源の必要性和感じています。障害児通所支援事業について、放課後等デイサービスは見込みを大きく上回っています。前年に引き続き、市内に事業所が増えているためだと考えています。障害児相談事業は、相談支援事業が18歳以上を対象とするのに対し、18歳未満の方を対象とします。こちらも異常に高い利用実績となっています。

地域生活支援事業見込量及び実績についてです。地域生活支援事業は、市町村窓口で独自のサービス提供できるものです。28年度の数値を中心に説明します。成年後見制度利用支援事業は、申し立てる人が居ない場合等に市長が代わって申し立てる制度において、市長による後見等審判の開始の申立等費用、後見人の報酬を助成するものになります。利用状況は、横ばいの状況が続いています。意思疎通支援事業も例年通り、横ばいの実績状況になっています。日常生活用具給付等事業は、緩やかな増加傾向になっています。ただし、このサービスは、対応年数があるものや住宅改修費等の事業があり、利用実績は年度によって増減にバラつきがあります。移動支援の利用量は大きな変化はありません。地域活動支援センターは、実績が見込みを大きく上回っていますが、前年度に比べると利用量は減少しています。市内の事業所の一部が閉鎖したことが原因かと考えています。日中一時支援事業は、見込みに対して実績が若干少なく、市内事業所数に大きな変化はないので、充足していると考えます。全体的な利用実績は、多くのサービスにおいて見込みを上回るものとなっていますが、依然として社会資源が不足しています。多くの事業所が参入することで利用が進むものと思われませんが、まだまだ潜在的なニーズは満たされていない状況にあると考えられます。特に、地域移行が国より推進されている背景もあり、居住系サービスが不足すると考えます。

## ○副会長

障害児通所支援の児童発達支援は、利用実績が順調に伸びていますが、第4期の計画の中で、10万人を目安にセンターを複数化することが検討事項として挙がっています。3年計画のうち2年半経った今現在では、どのような状況ですか。

## ○課長

現在も検討しています。現状は1つだけですが、10万人に1つというのが目

安だと認識しており、具体的な動きについては事業所の協力を仰いでということになります。

### ○運営委員

訪問系サービスの行動援護ですが、27年の利用実績が588に対して28年3月が533、このサービスは行動障害のある方が受けられるというサービスですが、これだけ実績が減ったという原因として何がありますか。

### ○事務局

1つには、サービス提供の難しさがあります。次に考えられるのが人員の不足、行動援護の支援をしていただく事業所自体も大きく増えていないこともあり、支援の難しさから受けられないという状況もあり、この数字が出てきていると考えられます。詳しい分析は出来ていませんが、そのような理由で減少傾向にあると考えています。

### ○運営委員

ヘルパー事業をやっていますが、実際に資格要件を持つ者を増やすための仕組みと行動援護の判定基準が10点になったこともあり、判定の仕組みが厳しくなっていると考えます。行動障害のある人たちの支援をする際、事前に現地に下見に行き、その人がどんな行動をするか予測し、色々な支援の方法を作りながら実際の支援にあたります。移動支援の方にはそのような支援をしなくてはいけないという現状があります。行動障害のある人の判定の厳しさも、多々見受けられると考えます。要件も非常に厳しくなっていることも現状で、意欲のある職員が居なくなっているのかと思います。

## (5) 障害者差別解消法支援地域協議会について

### ○事務局

障害者差別解消法に規定いたします障害者差別解消支援地域協議会の設立についてです。障害者差別解消法第17条に「地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有して、障害者差別を解消するための取り組みを効率的かつ円滑に行う枠組みとして協議会を立ち上げることができる」とあります。協議会の組織形態については特に指定はありませんが、国が示す指針にある構成員は、自立支援協議会とほぼ重なっていることから、一宮市は、障害者自立支援協議会に障害者差別解消法に規定の役割を付与する形で、障害者差別解消支援地域協議会を立ち上げたいと考えております。運用指針として、代表者会議の下にワーキンググループとしての実務者会議を置くことが想定されます。代表者会議を自立支援協議会の本会に、実務者会議は運営会議に位置付けたいと思います。実務は、障害者基幹相談支

援センターと事務局である福祉課が行います。協議会の事務局は福祉課が担当します。虐待に関しても自立支援協議会で議論していただいていますので、自立支援協議会設置運営要綱に、差別解消法に関すること及び虐待に関することを新たに入れて、改正案とさせていただきたいと思います。第2条の(4)に差別解消法のこと、(5)に虐待防止に関する規定で役割を果たす。この2つを入れさせていただきたいと事務局側からお願いします。

#### ○会長

障害者差別解消支援地域協議会の代表者会議をこの本会が担う、地域協議会の実務者会議は運営会議で行う、事務局は福祉課が引き受けることで、承認されました。また、協議会運営設置要綱の改正案については第2条(4)と(5)を原案通り書き加えることとなります。

#### ○課長

第2回の会議については、1月下旬ごろを予定しております。

#### ○会長

以上で今日の議題は全て終了とさせていただきます。

#### ○課長

これをもちまして、平成29年度の第1回の本会を終了します。

議事録署名

会長

委員